ロ　当該有価証券の発行者の企業情報 ハ　その他当該有価証券につき投資者の判断に重要な影響を及ぼす事項 (12)　当該カバードワラントに係る金融商品又は金融指標に関する情報 3　第十五条第一項各号に掲げる場合に該当するときはその旨及びその内容	令第二条の十二の三第十号に掲げる有価証券 1　発行者情報 (1)　発行者の名称 (2)　発行者の本店所在地 (3)　発行者設立の準拠法、法的地位及び設立年 (4)　発行者の決算期 (5)　発行者の事業の内容 (6)　発行者の経理の概要 2　証券情報 (1)　有価証券の名称 (2)　発行地及び上場している外国の金融商品取引所 (3)　配当金及び基準日 (4)　権利の内容 (5)　権利行使の方法及び条件 (6)　格付に関する事項及び当該格付に係る格付機関の名称（格付が付されている場合に限る。） (7)　預託証券に表示される権利に係る有価証券の内容 (8)　預託証券の発行の仕組み (9)　その他預託証券に表示される権利につき投資者の判断に重要な影響を及ぼす事項 (10)　預託を受ける者の企業情報 3　第十五条第一項各号に掲げる場合に該当するときはその旨及びその内容

（金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正）

第十条　金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六十四条」を「第六十四条の三」に、「第四章　雑則（第二百九十五条―第二百九十七条）」を

「第四章　信用格付業者
第一節　総則（第二百九十五条―第三百五条）
第二節　業務（第三百六条―第三百十四条）
第三節　経理（第三百十五条―第三百二十条）
第四節　監督（第三百二十一条―第三百二十五条）
第五章　雑則（第三百二十六条―第三百二十八条）」

に改める。

第一条第一項中「「有価証券等清算取次ぎ」の下に「、「金融商品債務引受業」」を加え、「又は「特定投資家」」を「、「特定投資家」、「信用格付」、「信用格付業」又は「信用格付業者」」に改め、「、有価証券等清算取次ぎ」の下に「、金融商品債務引受業」を加え、「又は特定投資家」を「、特定投資家、信用格付、信用格付業又は信用格付業者」に改め、同条第三項に次の五号を加える。

四十四　指定紛争解決機関　法第百五十六条の三十八第一項に規定する指定紛争解決機関をいう。

四十五　紛争解決手続　法第百五十六条の三十八第十項に規定する紛争解決手続をいう。

四十六　紛争解決等業務の種別　法第百五十六条の三十八第十二項に規定する紛争解決等業務の種別をいう。

四十七　手続実施基本契約　法第百五十六条の三十八第十三項に規定する手続実施基本契約をいう。

四十八　金融商品取引関係業者　法第百五十六条の三十八第十三項に規定する金融商品取引関係業者をいう。

第二条中「、第三章の二」を「から第三章の三まで」に、「又は金融商品仲介業者」を「、金融商品仲介業者又は信用格付業者」に、「及び第四章の二」を「から第四章の三まで」に改める。

第七条第一号中「加入する」を「法第三十七条の七第一項第一号イ、第二号イ、第三号イ又は第四号イに定める業務に係る手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称並びに加入する」に改める。

第八条第五号中「体制」の下に「（法第三十七条の七第一項第一号ロ、第二号ロ又は第四号ロに定める業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置の内容を含む。）」を加える。

第四十四条第二号中「加入する」を「法第三十七条の七第一項第五号イに定める業務に係る手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称並びに加入する」に改める。

第四十五条第五号中「体制」の下に「（法第三十七条の七第一項第五号ロに定める業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置の内容を含む。）」を加える。

第五十四条を次のように改める。

第五十四条　削除

第五十五条中「第三十四条の二第三項第六号」を「第三十四条の二第三項第四号」に改め、同条第一号を削り、同条第二号中「申出者」の下に「（法第三十四条の二第三項に規定する申出者をいう。次号において同じ。）」を加え、「法第三十四条の二第二項」を「同条第二項」に改め、「対象契約」の下に「（同項に規定する対象契約をいう。同号及び第五十七条の二において同じ。）」を加え、同号を同条第一号とし、同条第三号中「期限日以前」を「承諾日（法第三十四条の二第三項第一号に規定する承諾日をいう。）以後」に改め、同号を同条第二号とし、同条第四号を削る。

第五十六条第一項中「第三十四条の二第四項（法）」の下に「第三十四条の三第十二項（法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）」を加える。

第五十七条第一号中「第六十条第一項各号」を「第五十七条の三第一項各号」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（特定投資家への復帰申出をした者が同意を行う書面の記載事項）

第五十七条の二　法第三十四条の二第十一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第三十四条の二第十一項の規定による承諾をする日（以下この条において「承諾日」という。）

二　対象契約の属する契約の種類（法第三十四条に規定する契約の種類をいう。以下この款において同じ。）

三　復帰申出者（法第三十四条の二第十一項に規定する復帰申出者をいう。以下この条において同じ。）が次に掲げる事項を理解している旨

イ　法第四十五条各号に掲げる規定は、対象契約に関して復帰申出者が当該各号に定める者である場合（同条ただし書に規定する場合を除く。）には適用されない旨

ロ　対象契約に関して特定投資家として取り扱われることがその知識、経験及び財産の状況に照らして適当ではない者が特定投資家として取り扱われる場合には、当該者の保護に欠けることとなるおそれがある旨